

第10号議案

蒲郡市市税条例及び蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例及び蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市市税条例及び蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法施行規則の改正を踏まえ、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例及び蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第1条 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第49条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第118条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」及び「個人番号又は」を削る。

(蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項第1号中「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を「及び住所」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の蒲郡市市税条例（次条において「新条例」という。）

第49条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の蒲郡市市税条例（次条において「旧条例」という。）第49条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第3条 新条例第118条の3第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に

提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第118条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の蒲郡市国民健康保険税条例第29条第3項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の蒲郡市国民健康保険税条例第29条第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。